

# 特記仕様書

(適用範囲)

第1条 この特記事項以外は下記を準拠する。

安城市契約規則、安城市工事等施行に関する事務取扱要領、工事監督要領及び設計変更事務取扱要領

工事請負契約書

愛知県建設部発行土木工事標準仕様書

関係法令及び諸工事基準

(公表歩掛の参考明示)

第2条 この設計書に記載される歩掛等は、標準的な施工方法を参考明示したものであり、設計図書に特別の定めのある場合を除き、指定するものではない。

(施工条件の明示)

第3条 下記項目のうち適用項目○印該当欄は、当該工事に関する施工条件であり、特記仕様書として明示する。

なお、参考明示○印該当欄は、積算上の条件明示であり、指定するものではない。

大項目		中項目		適用項目	小項目	明示事項	内容	参考明示	
I	工法関係	①	工事施工関係		1	工法指定	指定工種及び工法		
							工法指定する理由		
					2	仮設工事	仮設工法		
							仮設工法選定条件		
					3	仮設備	仮設備の構造		
				仮設備の施工方法					
				仮設備の設計条件					
					4	薬液注入	設計の前提条件		
				施工区分					
				材料種類					
		施工範囲							
		削孔本数及び延長							
		注入量及び注入圧							
		周辺環境調査の内容							
			5	現場発生品	品名・規格・数量				
		引渡場所・運搬距離							
		再使用の有無							
			6	支給品及び貸与品	品名・規格・数量				
		品質・性能							
		引渡場所・運搬距離							
	7	部分使用	部分使用箇所						
部分使用時期									
部分使用目的									
	8	振動測定	振動測定						
	②	工事用道路	○	1	一般道の使用	搬入経路			
搬出経路									
使用期間						工事期間中			
使用時間帯						9:00-17:00			
使用中・使用後の処置内容									



					3	事業損失防止調査	事前・事後調査の区分		
							調査時期		
							調査方法		
							調査範囲		
							調査項目		
					4	立木伐採	対象範囲		
							処理方法		
IV	安全策関係	①	安全策関係		1	交通安全施設	指定内容		
							指定期間		
					2	近接施工	近接する施設		
							施工方法・作業時間帯等		
					3	交通誘導警備員等の配置 A・・・公安委員会の 検定合格者 B・・・資格者以外	該当路線名		
							配置位置		
							配置人数		
							時間		
							交代要員		
							期間		
							備考		
							交通誘導警備員配置図		
							交通誘導警備員配置期間算 出表		
V	建設副産物	①	建設発生土		1	建設発生土の利用	搬入元利用方法		
							数量		
							土質区分		
							片道運搬距離		
							備考		
						現場 利用 条件	土質試験 項目		
							箇所・数		
							土質改良		
							仮置場		
					2	建設発生土の搬出	搬出先		
							数量		
							土質区分		
							片道運搬距離		
							備考		
						搬 出 先 受 入 条 件	土質試験 項目		
							箇所・数		
							土質改良		
							仮置場		
							搬出先詳細及び経路		
		②	建設廃棄物		1	建設廃棄物の処理	建設廃棄物の種類		
							数量		
							処理等施設の名称		
							片道運搬距離		
							処理方法受入条件等		

VI	資料の確認	①	資料の確認	1	地質調査報告書の貸与			
				○	2	測量成果簿の貸与	契約後貸与する。	
				○	3	用地境界杭の確認資料提示	契約後貸与する。	
				○	4	測量基準点の確認資料提示	契約後貸与する。	
					5	地下埋設物の確認資料提示		
					6	設計委託成果の貸与		
VII	その他	①	その他	1	調査・試験等に対する協力			
				2	工事施工後にしか設計数量が定まらない工種			

(工程表)

第4条 安城市工事請負契約約款第3条に記載のある工程表は、提出不要とする。

(監督員)

第5条 標準仕様書に記載のある専任監督員、主任監督員及び総括監督員は、監督員、担当係長及び担当課長と読替えるものとする。

(予定週工程の報告)

第6条 工期が2週間以上にわたる場合は予定週工程表を提出すること。

(建設副産物の報告)

第7条 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱のうち、「あいくる材使用状況報告書」及び「あいくる材使用実績集約表」の提出は不要とする。

(県産品の優先使用)

第8条 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には県内産品の優先使用に努めるものとする。

(履行報告)

第9条 受注者は、履行報告の提出に際し、現場状況のわかる写真を添付しなければならない。

(電子納品)

第10条 電子納品の対象及び電子情報の作成に係る基準は別に定める安城市電子納品運用手順書(以下「手順書」という。)によるものとし、手順書に記載のない事項は国及び愛知県の基準を準用するものとする。その他疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

(設計図書の縮小)

第11条 本設計書に添付されている図面は、縮小されている。